

広報 最上地区広域連合

2026年3月号 No.41



鮭川村「鮭川歌舞伎定期公演」 地元の小学生が演じる白波五人男

特定健康診査を受けていない方へ **みなし健診** を始めます

○みなし健診とは？

40歳から74歳の方が受診する一般的な健康診査のことを「特定健診」といいます。

みなし健診とは、40歳から74歳の国民健康保険に加入されている方で、定期的に医療機関に通院されている方が、検査の結果を医療機関を通じて情報提供いただいた場合に、特定健診を受診していただく代わりに「**みなす**」ことができるようになります。

○みなし健診の対象者

以下、すべてを満たす方が対象です。

- ・国民健康保険に加入している40歳から74歳の方
- ・特定健診を受診していない方
- ・通院中の医療機関での検査結果が特定健診の基本健診項目のすべてを満たす方
(対象となる方には情報提供票が郵送されます)



○みなし健診のメリット

- ・特定健診で医療機関と同じ検査を受けずに済みます。
- ・検査結果の情報提供をいただくことで、多くの健診データが集まり、必要な事業を展開することができます。

予算のあらまし

一般会計予算〈概要〉

令和8年度当初予算は、令和7年度と比較して1,200万円減の歳入歳出それぞれ1億7,400万円となりました。

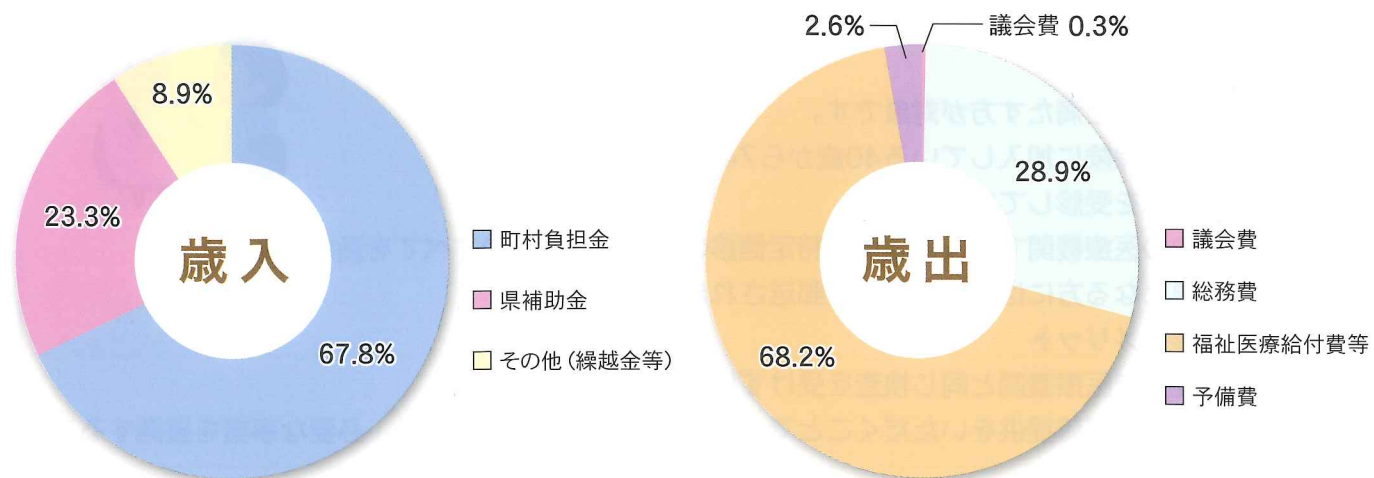
歳入予算の主な内容は、構成町村負担金1億1,796万3千円(67.8%)と山形県補助金(補助対象福祉医療給付費の半額)4,061万5千円(23.3%)でほぼ占められています。構成町村負担金は、広域連合を構成する4つの町村がそれぞれ均等割30%と福祉医療受給者割70%の割合で負担します。

歳出予算の主な内容は、福祉医療給付費1億1,875万円(68.2%)、議会費56万4千円(0.3%)、総務費(選挙管理委員会費、監査委員費、広域連合の事務執行経費)5,020万4千円(28.9%)となっています。また、福祉医療費の増加等に対応するため、予備費として448万円(2.6%)を措置しています。

【令和8年度 一般会計当初予算】

(単位：千円)

歳入	予算額	構成比	歳出	予算額	構成比
町村負担金	117,963	67.8	議会費	564	0.3
県補助金	40,615	23.3	総務費	50,204	28.9
その他(繰越金等)	15,422	8.9	福祉医療給付費等	118,750	68.2
			公債費	1	0.0
			諸支出金	1	0.0
			予備費	4,480	2.6
歳入合計	174,000	100.0	歳出合計	174,000	100.0



国民健康保険特別会計予算〈概要〉

令和8年度当初予算は、令和7年度と比較して9,000万円減の歳入歳出それぞれ24億6,500万円となりました。

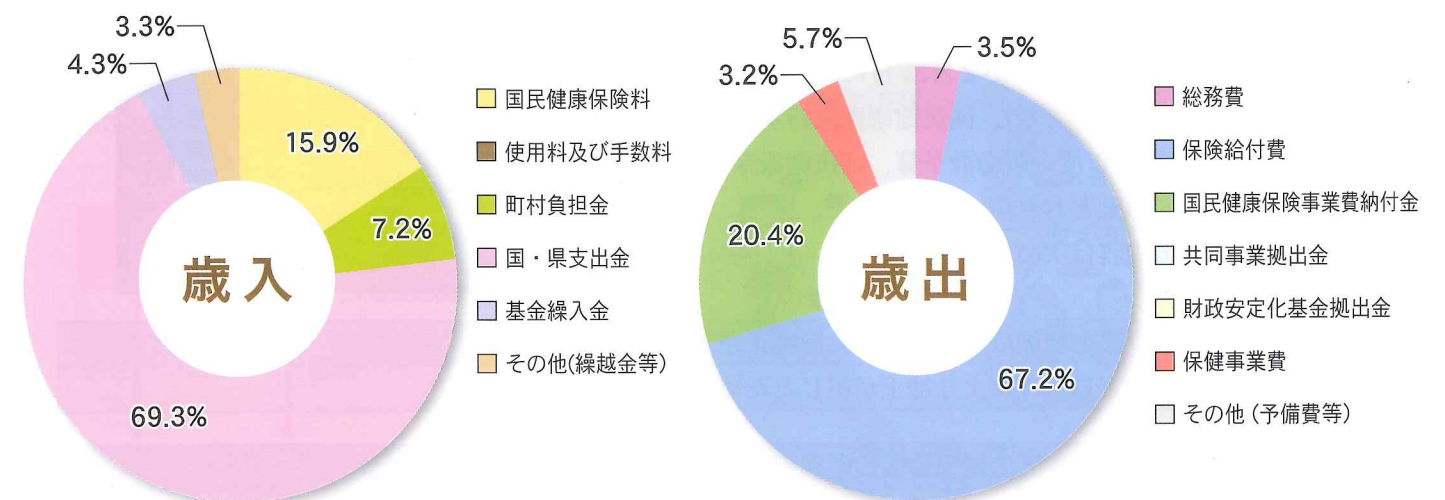
歳入予算の主な内容は、国保加入者の皆さんから負担していただく国民健康保険料3億9,269万3千円(15.9%)と国県支出金17億731万9千円(69.3%)、構成町村負担金1億7,758万7千円(7.2%)、基金繰入金1億600万円(4.3%)となっています。

歳出予算の主な内容は、医療費などの保険給付費16億5,554万3千円(67.2%)、国民健康保険事業費納付金5億342万4千円(20.4%)、特定健康診査など保健事業費7,781万6千円(3.2%)、予備費等として1億4,190万6千円(5.7%)を措置しています。

【令和8年度 国民健康保険特別会計当初予算】

(単位：千円)

歳入	予算額	構成比	歳出	予算額	構成比
国民健康保険料	392,693	15.9	総務費	86,308	3.5
使用料及び手数料	161	0.0	保険給付費	1,655,543	67.2
町村負担金	177,587	7.2	国民健康保険事業費納付金	503,424	20.4
国・県支出金	1,707,319	69.3	共同事業拠出金	1	0.0
基金繰入金	106,000	4.3	財政安定化基金拠出金	1	0.0
その他(繰越金等)	81,240	3.3	保健事業費	77,816	3.2
			公債費	1	0.0
			その他(予備費等)	141,906	5.7
歳入合計	2,465,000	100.0	歳出合計	2,465,000	100.0



歳入の中でも大きな割合を占めている国民健康保険料は、国民健康保険制度の相扶共済の考えで成り立っており、最も重要な財源です。適正な運営のために納期内の納付にご協力をお願いします。

12月議会定例会

令和7年度各会計補正予算を可決

令和7年第4回定例議会が12月23日に開かれ、令和7年度一般会計補正予算、令和7年度国民健康保険特別会計補正予算の2議案が原案のとおり可決されました。

(1) 令和7年度最上地区広域連合一般会計補正予算(第1号)

総務費に補正の必要が生じたため。

(2) 令和7年度最上地区広域連合国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

総務費、保健事業費に補正の必要が生じたため。



新たに連合議員となられた
佐藤 栄子 議員 (真室川町)



新たに連合議員となられた
安彦 高広 議員 (鮭川村)

これまでのご尽力に感謝申し上げます

広域連合議会の議員の菅原道雄さん(真室川町)、西野桂一さん(鮭川村)が退任されました。

これまでの議会運営にご尽力いただき、本当にありがとうございました。

2月議会定例会

令和7年度各会計補正予算、令和8年度各会計予算を可決

令和8年第1回定例議会が2月27日に開かれ、令和7年度一般会計補正予算(第2号)、国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、令和8年度一般会計予算、国民健康保険特別会計予算の4議案が原案どおり可決されました。

なお、議案の内容は次のとおりです。



(1) 令和7年度最上地区広域連合一般会計補正予算(第2号)

民生費の確定見込みにより補正が生じたため。

(2) 令和7年度最上地区広域連合国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

国民健康保険事業の各事業費の確定見込みにより補正が生じたため。

(3) 令和8年度最上地区広域連合一般会計予算

予算概要は、2ページに記載しております。

(4) 令和8年度最上地区広域連合国民健康保険特別会計予算

予算概要は、3ページに記載しております。

こども・子育て世帯を応援！

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。

給付の拡充には、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金が充てられます。子ども子育て支援金は令和8年4月分から保険料とあわせてご負担いただくこととなります。詳しくは7月中旬に発送される納入通知書をご覧ください。

もっと知りたい！ 子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの？

A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

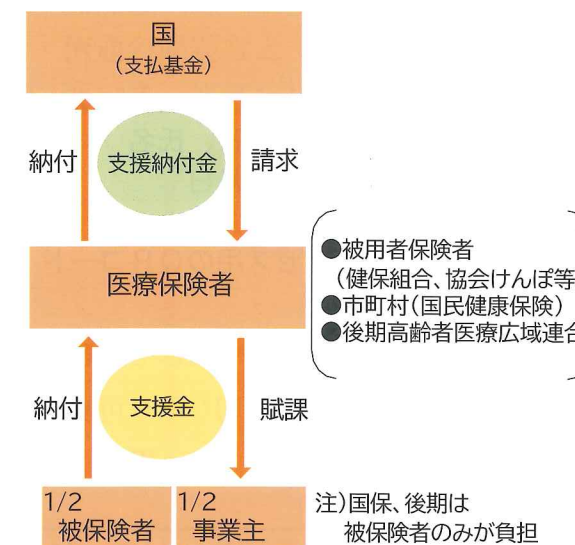
Q どうして「支援金制度」が必要なの？

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの？

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

支援金の徴収の流れ



こどもまんが
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て支援金制度」について」



お問い合わせ窓口 こども家庭庁コールセンター 0120-303-272 (受付時間 平日9時から18時)

マイナ保険証の利用について



●マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットがあります。

- ①加入する医療保険が変わっても、マイナ保険証で受診可能。(ただし届出は必要。)
- ②医療機関等の領収書がなくても、マイナポータルを通じて医療費控除の確定申告が可能。
- ③自分の薬剤や特定健診の情報を、マイナポータル上で確認可能。
- ④医療機関等で限度額認定証等の提示不要。

●マイナ保険証移行により交付する書類の対象者と記載内容の一覧

	資格確認書	資格情報のお知らせ(資格情報通知書)
目的	マイナ保険証を保有していない方(※)が、医療機関等において被保険者資格を確認できるようにするため。 ※具体的な例は以下のとおり ・マイナンバーカード返納者 ・マイナ保険証の利用登録未実施者 ・申請による配慮者 ・自己情報閲覧不可の者 など	マイナ保険証の保有者が、自身の被保険者資格等を把握するため。
対象者	マイナ保険証を保有していない方	マイナ保険証を保有している方
交付時期	①国保に新規加入したとき ②国保加入時に、マイナ保険証所持か否かが不確実なとき ③マイナンバーカード再発行中のとき ④年次負担区分判定による一斉更新(毎年8月1日) ⑤70歳に到達したとき ⑥マイナ保険証の利用登録状況が変更になったとき	①国保に新規加入したとき ②年次負担区分判定による一斉更新(毎年8月1日) ③70歳に到達したとき
記載事項	被保険者記号・番号・枝番、氏名、性別、生年月日 適用開始年月日、交付年月日 世帯主氏名、住所 保険者番号、保険者名、有効期限	被保険者記号・番号・枝番、氏名 適用開始年月日、交付年月日 保険者番号、保険者名 マイナポータルアクセス用のQRコード
滞納者	特別療養費の対象である場合はその旨	特別療養費の対象である場合はその旨
様式	カード型(被保険者証と同じサイズ)	A4(紙) ※右下部の切り取り可能
留意事項	資格確認書を提示し、医療機関を受診することができます。	資格情報のお知らせだけでは、医療機関を受診できません。

●マイナ保険証を利用して医療機関等を受診することが困難なとき

心身の障がいや高齢者などの事情があるときは、お住まいの町村の国保担当窓口申請することで資格確認書を交付します。

●マイナ保険証の利用を止めたいとき

お住まいの町村の国保担当窓口申請することで利用登録解除手続きを行い資格確認書を交付します。

学校でケガをしたときは医療証は使用できません

小・中学校に在籍しているお子様が当該施設管理下(登下校を含む)で負傷した場合は、日本スポーツ振興センター『災害共済給付制度給付』を受けることができます。その際は医療証を使用せず学校にご相談ください。具体的には、以下のような状況です。



万が一、医療証を使用した場合は、広域連合が負担した医療費を差し引いた額で支給させていただきます。

状況	具体例
学校活動(授業・学級活動・掃除など)	体育の授業中に足を捻って捻挫した
課外活動(部活・遠足・修学旅行など)	部活動中に熱中症になった
休憩時間(始業前・昼休み・放課後など)	昼休み中に遊んでいたら衝突して歯を折った
通学(通常の経路による登下校)	通学中に自転車で転んで骨折した

後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

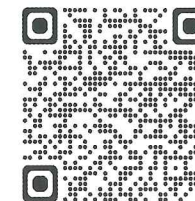
令和6年10月から、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、原則「特別の料金」をお支払いいただくこととなります。

特別の料金とは？

- ・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、原則自己負担することです。
- ・先発医薬品の使用を医療上必要があると認められるときなどは、特別の料金は不要です。
- ・流通の問題などで、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合は「特別の料金」は不要です。※詳しい内容は、厚生労働省ホームページ等をご参照ください。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)に関する基本的なこと



「ジェネリック医薬品差額通知」をお送りしています。

広域連合の国民健康保険に加入している方に、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代の差額がどのくらいになるかお知らせする「差額通知」を年2回お送りしています。

差額通知が届いたら必ずジェネリック医薬品に切り替えなければならないということではありません。可能であれば主治医に差額通知を見せてお話しされることをお勧めします。

※差額通知の送付については、医師会を通じて医療機関等にもお知らせしています。

～春は移動の季節～

こんなときには、14日以内に必ず届け出を!!

国民健康保険の加入・喪失手続きをお忘れなく

引越しや職場が変わったなどで国民健康保険を使用しなくなったときや、退職などで国民健康保険に加入するときは、必ず異動日（転入日、転出日、他医療保険の資格取得又は喪失日など）から14日以内に届け出をしてください。

国民健康保険の加入・喪失（やめる）手続きは自動的に
行われません。（マイナ保険証をお持ちの方でも手続きは必要です。）



●届出が必要な具体例

	こんなとき	届出に必要なもの
加入するとき	ほかの市区町村から転入したとき	転出証明書
	職場の健康保険などをやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
やめるとき	ほかの市区町村に転出するとき	資格確認書、資格情報のお知らせまたはマイナンバーカード
	職場の健康保険などに加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の資格確認書、資格情報のお知らせまたはマイナンバーカード
	職場の健康保険などの被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、資格証明書、資格情報のお知らせまたはマイナンバーカード
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、資格確認書、資格情報のお知らせまたはマイナンバーカード
外国籍の人が国民健康保険をやめるとき	資格確認書、資格情報のお知らせまたはマイナンバーカード、在留カード	
その他	同じ町村内で住所が変わったとき	資格確認書、資格情報のお知らせまたはマイナンバーカード
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
	修学のために別に住所を定めるとき	在学証明書、資格確認書、資格情報のお知らせまたはマイナンバーカード
	保険証を無くしたり、汚れて使えなくなったとき	汚損した資格確認書または資格情報のお知らせ

●届出を忘れるとどうなるか？

- ・遑って加入した分の保険料を支払う必要があります。
- ・資格がない期間に医療機関を受診した場合、国保負担額の返還を求められます。

●その他届出が必要な具体例

- ・修学中の被保険者の特例（国民健康保険法第116条、通称：マル学^{（学）}）に新たに該当又は引き続き該当するとき
【必要書類】毎年4月に該当（非該当）状況確認のため、在学を証明する書類及び届出書
- ・入所又は入院中の被保険者の特例（国民健康保険法第116条の2、通称：住所地特例及びマル遠^{（遠）}）に該当するとき
【必要書類】該当施設に入所した旨の届出書
- ・広域連合からの送付物の送付先を変更したいとき
【必要書類】送付先変更届出書

重度心身・子育て・ひとり親の医療証をお持ちの方へ

以下に該当する場合は、お住まいの町村に届出または相談してください。

- ・加入している医療保険が変更になったとき
- ・小学校4年から中学校3年のお子様が入院するとき
→入院用の『子育て支援医療証』を交付します
- ・ひとり親家庭等医療証に該当する方で以下に該当する場合
①仕事を辞めたとき、②病気等で就労できないとき、③その他就労状況に変更があったとき
④世帯状況に変更があったとき
→ひとり親家庭等医療証は『扶養者が就労していること』が交付要件です。該当しなくなった場合は個別に事情を確認し適用の可否を判断します。

交通事故などにあつて医療機関を受診するときは、必ず届出を

交通事故（自損事故の場合も含む）など、第三者（相手）の行為によるけが等の治療に国民健康保険を使用するときは『第三者行為による被害届』の提出が必要です。かかった医療費のうち、第三者が負担すべき医療費分を、広域連合が第三者に請求します。

交通事故の他に届出が必要な場合

- ・他人のペットによるケガ
- ・飲食店などの食中毒
- ・ケンカに巻き込まれた など

次のような場合は国民健康保険が使いません

- ・すでに加害者から治療費を受け取っている
- ・加害者と示談が成立した
- ・通勤中や勤務中の事故（労災保険の対象）
- ・犯罪行為や故意の事故、飲酒運転や無免許運転など法令違反の事故

必要書類

①資格確認書又はマイナンバーカード、②印鑑、③事故証明書（交通事故のみ）

届出先

最上地区広域連合 TEL 0233-29-6111

金山町健康福祉課 TEL 0233-29-5625

鮭川村健康福祉課 TEL 0233-55-2111

真室川町町民課 TEL 0233-62-2054

戸沢村健康福祉課 TEL 0233-72-2364



保険料の納付はお済みですか？

保険料を滞納すると…

保険料納付督促や納付相談等に応じようとせず、連絡もなく長い間納めないでいる方については、期限を守って納付している方との公平性を考え、次のような措置を取っています。

納期限を過ぎると

督促状が発付されます。
納期限の翌日から納付した日までの日数に応じて**延滞金**が加算されます。



それでも納付しないまま、

納期限から1年過ぎると、**特別療養費**の支給対象となり、医療費は**全額自己負担**となります。



納期限から1年6ヶ月を過ぎると…
国保の**給付金が全部、又は一部差し止め**になります。

滞納処分

保険料負担の公平上、財産（債権、預貯金、保険、動産、不動産等）の**差押え**を執行します。



国保の保険料納付は口座振替が便利です!!

●保険料が納められない場合は…

納付相談

いろいろな事情で納期のうちに納めることができない場合には、そのままにしておかないで、早めに納付通知書などを持って各町村又は最上地区広域連合にご相談ください。

※ 連絡先（電話番号）

最上地区広域連合	29-6111
金山町 町民税務課	29-5610
真室川町 町民課	62-2054
鮭川村 住民税務課	55-2111
戸沢村 住民税務課	72-2326

手続簡単

下の2点を持って最寄りの金融機関（荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行、新庄信用金庫、JAおいしいものがみ（ものがみ中央農業協同組合）、JA金山、郵便局）へ行き、備え付けの**「口座振替依頼書」**に必要事項を記入して申し込むだけ。手続きはとて**簡単**です。

……… 申し込みのときに持っていくもの ………

- ① 預貯金通帳
- ② 通帳の届け出印



発行・編集／最上地区広域連合事務局 山形県新庄市城南町5番11号
TEL.0233-29-6111 FAX.0233-29-6112
E-mail mogami-kouikirengou@snow.ocn.ne.jp

広域連合加入者数（令和8年2月末現在）

◎被保険者数	3,692人
◎国保世帯数	2,428世帯